

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年12月26日（火）午後1時30分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	植山 利博 君
委員	山口 仁美 君	委員	松枝 正浩 君
委員	川窪 幸治 君	委員	愛甲 信雄 君
委員	徳田 修和 君	委員	阿多 己清 君
委員	有村 隆志 君	委員	厚地 覺 君
委員	下深迫 孝二 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員 山田 龍治 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	塩川 剛 君	総務部参事	山口 昌樹 君
財政課財政G長	村岡 新一 君	財政課財政Gサブリーダー	堀ノ内 周作 君
市民環境部長	久保 隆義 君	市民活動推進課長	中馬 吉和 君
環境衛生課長	出口 竜也 君	スポーツ・文化振興課長	赤塚 孝平 君
環境衛生課主幹	楠元 聡 君	市民運動推進課主幹	宝徳 太 君
スポーツ・文化振興課主幹	江口 元幸 君	スポーツ・文化振興課芸術文化G主査	今村 康朗 君
環境衛生課衛生施設G主査	塩満 慶太 君		
保健福祉部長	越口 哲也 君	長寿・障害福祉課長	池田 宏幸 君
長寿・障害福祉課主幹	久木田 勇 君	長寿・障害福祉課主幹	福永 義二 君
保健福祉政策課主幹	種子島 進矢 君	長寿・障害福祉課長寿福祉G長	住吉 一郎 君
長寿・障害福祉課長寿福祉Gサブリーダー	秋丸 健一郎 君	長寿・障害福祉課障害福祉Gサブリーダー	白鳥 竜也 君
農林水産部長	川東 千尋 君	農林水産政策課長	砂田 良一 君
農政畜産課長	田島 博文 君	耕地課長	西元 剛 君
林務水産課長	川東 輝昭 君	林務水産課長補佐	山之内 治 君
農林水産政策課主幹	鎌田 順一 君	農政畜産課主幹	馬場 光幸 君
耕地課主幹	森 裕之 君	耕地課主幹	養田 健 君
農政畜産課主幹	末松 正純 君	農政畜産課農政第1G長	今吉 秀志 君
林務水産課林務水産G長	落水田 剛 君	農林水産政策課政策Gサブリーダー	堀切 貴史 君
建設部長	島内 拓郎 君	まちづくり調整監	堀之内 毅 君
建設政策課長	茶園 一智 君	建設施設管理課長	仮屋園 修 君
建設施設管理課	谷口 誠一 君	建設施設管理課	山元 辰実 君
建設政策課政策G長	笛田 純一 君	建設政策課政策G主査	米元 利貴 君
教育部長	花堂 誠 君	教育総務課長	本村 成明 君
学校教育課長	河瀬 雅之 君	社会教育課長	西 潤一 君
学校給食課長	石神 修 君	溝辺教育振興課長	宗像 健司 君
学校教育課長補佐	小牟禮 勉 君	教育総務課主幹	山口 清行 君
溝辺教育振興課主幹	三好 健一 君	社会教育課学習支援G長	濱尻 市子 君
学校教育課学事G長	徳田 章 君	教育総務課政策Gサブリーダー	内村 光孝 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳留 要一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第106号 平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について

議案第107号 平成29年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午後1時30分」

○委員長（前島広紀君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る12月18日の本会議で付託されました議案2件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

△議案第106号 平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（前島広紀君）

ただいまから、審査に入ります。まず、議案第106号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について、はじめに総括関係の審査から行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（塩川 剛君）

議案第106号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。今回の補正予算は、農林水産業費に第12回全国和牛能力共進会に向けた取組への助成に要する経費等を、教育費に中学校入学予定の準要保護児童に、入学に先立って入学準備金を支給するために必要な経費等を計上しているほか、霧島山（新燃岳）噴火等に伴い発生した農地農業用施設、土木施設の被害復旧に要する経費、決算見込みによる事業費の増額などが主なものでございます。その結果、歳入歳出それぞれ3億4,012万3,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ585億3,615万1,000円としようとするともに、債務負担行為及び地方債の補正を行おうとするものであります。なお、歳入につきましては、特定財源として、それぞれの事業に係る国県支出金等を、一般財源としては、平成28年度の決算剰余金の一部をそれぞれ計上いたしております。また、今回の補正予算で、総務部に関するものは、歳入の繰越金のみでございます。引き続き、財政課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務部参事（山口昌樹君）

歳入歳出予算事項別明細書（歳入）、平成29年度一般会計補正予算（第5号）に関する説明書18、19ページ、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）等説明資料1ページ、（款）20繰越金、（項）1繰越金、（目）1繰越金、（節）1繰越金1億1,749万3,000円は、決算剰余額の一部を、予算編成のための一般財源として計上したものです。以上でございます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総括関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時38分」

「再 開 午後 1時39分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（久保隆義君）

議案第106号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、市民環境部の補正予算につ

きまして、御説明申し上げます。4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正の追加でございます。霧島市南部し尿処理場指定管理業務と霧島市民会館指定管理業務の平成30年度から平成34年度までを期間とする債務負担行為でございます。内容等につきましては、各担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○衛生施設課長（出口竜也君）

議案第106号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、霧島市南部し尿処理場の補正予算につきまして、御説明申し上げます。先ほど市民環境部長の説明にもありましたとおり、指定管理者関連に係る債務負担行為につきましては、今回の議会に御提案いたしております、平成30年度からの指定管理予定施設のうち、指定管理料が発生する施設区分ごとの指定管理料について、追加を行おうとするものでございます。霧島市南部し尿処理場指定管理業務の指定期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間で、限度額につきましては、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様、指定管理者との協定で定める管理費用といたしたところでございます。以上で説明を終わります。

○スポーツ・文化振興課長（赤塚孝平君）

議案第106号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、霧島市民会館の補正予算につきまして、御説明申し上げます。部長の説明にもありましたとおり、指定管理者関連に係る債務負担行為につきましては、今回の議会に御提案いたしております、平成30年度からの指定管理予定施設のうち、指定管理料が発生する施設区分ごとの指定管理料について、追加を行おうとするものでございます。霧島市民会館指定管理業務の指定期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間で、限度額につきましては、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様、指定管理者との協定で定める管理費用といたしたところでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

指定管理料の負担行為の補正ということで、当然、社会情勢によって、もろもろの経費等が上がったり、下がったりするわけですが、例えば、今までの実績を見た場合にどれぐらいの幅があるものですか。その時々で当然、違うんですけど、今までの過去の実績を見た場合にどれぐらいの幅があるものかお示しいただけますか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

現在の協定は、平成25年度から平成29年度までの5年間でございますが、まず、平成25年度に電気料の値上げに対応しまして、変更協定をした経緯がございます。また、更に平成26年度におきましては、消費税率のアップがございまして協定変更並びに電気料の値上げのほうも対応しております。そして、また、平成27年度におきましても電気料の値上げの対応がございまして、平成28年度以降は提案価格のとおりできております。数字について申し上げたほうがよろしいですか。[「はい」と言う声あり] 担当のほうから説明させます。

○環境衛生課主幹（楠元 聡君）

価格のほうを税抜きで御説明いたします。提案価格のほうは、平成25年度が1億2,200万円であったんですけども、電気代の値上がりで税抜きで1億2,485万8,000円でございます。この数字を見ると約280万ほどが、電気料として値上がりになっているという形になります。平成26年度が提案価格1億2,200万に対して年度協定で1億2,443万6,000円、これは平成26年度の4月より消費税が5%から8%に上がったという経緯がございます。それと一部、電気料金が上がっているのもその差額が上乗せということになっています。平成27年でございますが、提案価格1億2,200万円に対しまして、1億2,292万6,000円。平成26年度以降は、先ほど言いました5%が8%になったその3%の上乗せ分と平成27年度に関しては、電気料金が少し上っているということの上乗せ分が入っております。

平成28年度、平成29年度は電気料金等の上乗せはありませんで、消費税が5%から8%に上がっておりますので、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度は、消費税が8%に上がった3%分の上乗せで協定を結んでお支払いしている状況でございます。先ほど言った年度協定の平成25年度の1億2,485万8,000円は、税抜でございましたので、これに5%加算ですね。平成26年度は8%を掛けるということをお願いいたします。

○委員長（前島広紀君）

数字を答える場合は、ゆっくりお願いします。

○市民環境部長（久保隆義君）

今の説明をやり直させていただきます。というのは、この変動の理由が消費税率のアップですので、もとの金額は消費税抜き金額は変わらないわけですけども、支払額が変わったというのは5%が8%に変わった、その3%の分ですので、その増ですよという説明をもう一回させていただきます。

○環境衛生課主幹（楠元 聡君）

先ほど言いました、提案価格は税抜き価格で1億2,200万円、これは税込みで、平成25年度は1億2,810万円、その年の年度協定価格は1億3,110万円でございます。平成26年度は1億2,810万円に対して1億3,439万円、平成27年度は1億2,810万円に対して1億3,276万円、平成28年でございます。1億2,810万円に對しまして1億3,176万円、平成29年度でございます。1億2,810万円に對しまして1億3,176万円でございます。

○委員（前川原正人君）

今の説明で電気料金が上がったんだということなんですが、ほかの燃料代とかそういうものについては、キャパの中で入っているという理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

そのとおりでございます。南部し尿処理場におきましては、非常用発電機の燃料を使っておりますけれども、こちらにつきましては量がそこまでないということで、納まっているということでございます。

○スポーツ・文化振興課長（赤塚孝平君）

市民会館につきましては、燃料代はございません。電気代のその差額の部分での調整ということになっております。

○副委員長（植山利博君）

当初、協定を結ぶときの契約は、最初、税抜で1億2,200万円ということで向こう5年間はいっしょだということですよ。結果として様々な電気料とか消費税とか結果として変わった場合に現実に支払うお金が変動があるので、ここで債務負担行為としては具体的な数字が出てきていないという理解したわけですけども、単年度で金額が決まるのはどのタイミングなんですか。結局、年度途中で電気代が変わったり、年度途中で消費税が上がったり様々な要因が年度途中で変わった場合に、結果として支払う段階で精算の時期で決定するという理解でいいんですか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

燃料ないし、電気代につきましては、その年度がある程度、終盤にこないと確定ができません。2月分までの精算額をもって比較をしまして、当初の提案時からの差額を補填しようということで、年度末に変更協定をしているのが通常でございます。委員のおっしゃるとおりです。

○副委員長（植山利博君）

当初、協定額だけを限度額として、ここに上げることは法的には問題があると、現実に支払う数字が増えるわけですから、当初提案をする今の段階で協定額だけを5年分を限度額として提案をするということは問題があるという理解でよろしいですよ。

○市民環境部長（久保隆義君）

債務負担行為の性質ですけども、通常の予算は単年度予算ということで、その年度の分を組む

んですけども、債務負担行為、特に今回の場合は、指定管理者の制度なんですけれども、これは単年度でやっていくと、その指定管理を受けた業者が不利益を被るおそれがあると。というのは消費税がアップしたり、このように電気代が上がったりということで、5年間をずっと同じところの社会経済情勢でずっと同じであるのは、ちょっと無理があるんじゃないかなろうかというようなことから、上げるときも下げるときにも、そこはこの限度額を定めておいて、その中で対応はしますよということで、この限度額の設定の仕方なんですけれども、最初公募するときに基準単価、単年度は幾らが条件ですよというのをするんですけど、それに対して指定管理の申し込みをするときに指定管理料ということで、業者がその金額も入れてきますので、その金額を、それには消費税は入っていないんですけど、その金額を限度としてその範囲内で債務負担行為を設定して、単年度、単年度協定を結んでいくんですよというやり方です。業者の都合によって人を今4人使っているけど、それを5人しますよとか、そういう業者の都合によっての変更というのはなくて、このような法律の改正であるとか、電気代の社会経済情勢の本人の責任に負わないという部分については、変更をいたしますというようなものでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで市民環境部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時53分」

「再開 午後 1時55分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（川東千尋君）

議案第106号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）の農林水産部の総括について、御説明申し上げます。はじめに、補正予算書の4ページ、第2表の債務負担行為の補正でございます。本定例会に提案しております、議案第92号の霧島市黒石岳森林公園に係る指定管理者の指定に当たり、平成30年度から平成34年度を期間とする債務負担行為を追加補正するものでございます。続きまして、歳出予算について説明いたします。今回の補正予算におきまして、農業総務費では、農業委員会委員を選任するため開催する農業委員会委員選考委員会に要する経費を、農業振興費では、有機農業など地球温暖化防止等の効果の高い営農活動に対する補助金及び農業の生産体制の強化や集出荷施設の改善などの取組に対する補助金を、畜産業費では、平成34年に本市で開催予定の第12回全国和牛能力共進会に向け、優良繁殖牛の導入や肥育技術の実証等に取り組む者への支援に要する予算を、農地農業用施設災害復旧費では、新燃岳噴火により被災した農業用施設の速やかな復旧を図るための予算をそれぞれ計上しており、農林水産業費5,249万2,000円、災害復旧費500万円を増額補正しようとするものであります。なお、歳入につきましては、補助事業の内示に伴う県支出金5,237万円を計上いたしております。以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、各担当課長がそれぞれ説明を申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○林務水産課長（川東輝昭君）

議案第106号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、債務負担行為の補正につきまして、御説明申し上げます。一般会計補正予算（第5号）の4ページをお開きください。先ほど農林水産部長が説明いたしましたとおり、霧島市黒石岳森林公園の指定管理者関連に係る債務負担行為につきましては、今回の議会に御提案いたしております、平成30年度からの指定管理予定施設のうち、指定管理料が発生する施設区分ごとの指定管理料について、追加を行おうとするものでございます。霧島市黒石岳森林公園指定管理業務の指定期間は、平成30年度から平成34年度までの5

年間で、限度額につきましては、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様、指定管理者との協定で定める管理費用としたところがございます。以上で林務水産課に関する補正予算の説明を終わります。

○農林水産政策課長（砂田良一君）

農林水産政策課の一般会計補正予算（第5号）について、御説明いたします。補正予算等説明資料の3ページをお開きください。（目）農業総務費の農業総務管理事務事業につきまして、農業委員会の委員選任については、平成28年4月1日に施行された農業委員会法の改正により、これまでの公選制から市長が議会の同意を得て任命する方法に改められております。このことに伴い、市長が候補者を選定するに当たり、選考過程の透明性を確保するため、霧島市農業委員会委員選考委員会に委員の選考を諮問することとしていることから、同委員会の開催に要する経費を計上するものです。なお、委員は庁内委員4名、庁外委員を5名で構成し、委員会開催2回分に係る報償費及び旅費を計上しております。以上で農林水産政策課に関する補正予算の説明を終わります。

○農政畜産課長（田島博文君）

平成29年度農林水産部農政畜産課の一般会計補正予算（第5号）について、歳出に沿って御説明をし、歳入については、その都度御説明いたします。霧島市一般会計補正予算（第5号）等説明資料の3ページをお開きください。（目）農業振興費につきましては、二つの事業の負担金補助及び交付金に合計5,120万3,000円を計上しております。最初に、環境保全型農業直接支援対策事業の負担金補助及び交付金23万4,000円につきましては、事業参加者の申請面積の増加に伴い増額補正をするものでございます。財源は県補助金で環境保全型農業直接支払交付金17万6,000円でございます。次に、3,4ページの産地パワーアップ事業の負担金補助及び交付金5,096万9,000円につきましては、次年度当初予算に計上予定でございましたが、本年度事業採択見込みとなったことにより、当該年度内に茶の被覆資材等の整備を図るため増額補正をするものでございます。財源は、県補助金で、産地パワーアップ事業費5,096万9,000円でございます。次に、4ページの（目）畜産業費では、第12回全国和牛能力共進会推進事業の負担金補助及び交付金122万5,000円につきましては、本市で開催予定の第12回全共に優秀な牛を出品するために、優良繁殖牛の導入や肥育技術の実証に取り組む者を支援するために増額補正をするものでございます。財源は、県補助金で、第12回全国和牛能力共進会推進事業費122万5,000円でございます。以上で農政畜産課に関する補正予算の説明を終わります。

○耕地課長（西元 剛君）

次に、耕地課の一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。補正予算等説明資料5ページをお開きください。（目）農地農業用施設災害復旧費の農地農業用施設新燃岳噴火災害復旧事業は、新燃岳噴火により被災した農業用施設を速やかに復旧し機能回復を図るもので、内訳は、用水路の浚渫等に係る重機借上げの費用として、使用料及び賃借料の500万円であります。財源内訳は、一般財源500万円です。以上で耕地課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（厚地 覺君）

農業委員の選定ですけど、庁舎内委員が4名、庁外委員5名で構成しとありますが、このメンバーは誰ですか。

○農林水産政策課長（砂田良一君）

まず、庁外委員のほうでございますが、農業委員経験者、認定農業者、女性農業者及び青年農業者を各1名、そのほかに市長が特に認めるものとして計5名、庁内委員につきましては、両副市長と総務部長、農林水産部長の4名を予定しております。

○委員（厚地 覺君）

選定委員は、やはり農業に精通した人、各地域を知っている人を選定してもらわないと、そして、

今度は委員数が減るわけですから、今まで37名で見とったやつを、もちろん下で働く人もいますけど、とてもじゃないけどですね、やはり、その地域を知った人でないと、一筆調査といってもまわり切れないと思いますよ。その辺もしっかりと念頭に置いてやっていただきたいと思います。それと、この和牛能力共進会推進事業費は、事務事業評価で対象農家というのは、この選定を誰がするのか、そして、どのような方法でやるのかちょっとお伺いします。どのような農家を選ぶのか。

○農政畜産課長（田島博文君）

事業につきましては、優良繁殖牛の導入と肥育技術実証支援牛の導入という二通りがございます。優良繁殖牛の導入につきましては、概略で申し上げますと県が示しました補助対象牛の父親、種を交配している子供ですね。牛を導入され、さらにその牛に対して、県がこの牛にはこの種類の雌雄牛の交配を行いなさいという指定をしているわけですが、その指定された交配牛を交配した方に対して、補助を行うということで優良繁殖牛の導入はなっております。それから肥育技術の実証支援事業につきましては、通常一般的には29か月程度で市場に出されるわけですが、全共につきましては、24か月齢で出荷という形になっております。そういうことで出荷月齢であったり肥育期間、若しくは審査基準というような全共の事業に対応した形で肥育技術に取り組む方に対して補助をすることによってなっております。先ほど申し上げました優良繁殖牛の導入等について、方が一、優良繁殖牛につきましては、霧島市で22頭、肥育技術につきましては、5頭という指定、これは県から指定された始良地区の割当てに対して、過去3年間の各市、町の飼養牛の平均をとって、その割合で22頭と5頭というのを決められているわけですが、その指定したものより対象者が多かった場合は、優良繁殖牛等については、共進会等でまた序列を付けられますので、その序列の高い順番から先行していくというような形で計画をしているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

今、県有牛の雌雄牛と言われましたけれども、これはなぜ、民間の優秀な種牛が該当しないんですか。

○農政畜産課長（田島博文君）

県有牛の雌雄牛ではなくて、県が指定している雌雄牛ということでその中には民間のも交じっていると考えております。

○委員（前川原正人君）

債務負担行為で黒石岳公園の指定管理業務を今回、予算計上をしているわけですが、以前の市民学習支援公社ですか、同じ指定管理者ではなかったような記憶があるんですが、まず、その辺から説明をしていただけますか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

平成22年度から平成24年度までは、市民学習支援公社の直接指定ということで管理をしております。平成25年度から平成29年度にかけては、大成ビルサービス株式会社ということで、今までは管理ということになっております。

○委員（前川原正人君）

今回、また新たに5年間指定管理をするということなんですけど、金額的に見たときに今この中では、指定管理者との協定で定める管理費用ということでくくってあるんですけど、今までの実績を見たときに、その金額的にはどういうふうに移しているのでしょうか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

平成22年度から平成24年度までですが、634万1,000円、平成25年度から平成29年度にかけては630万4,000円、今回、管理をさせるという部分につきましては568万3,000円でございます。

○委員（前川原正人君）

行政的には、ある程度というか節約をしたということにもなるんでしょうけれども、限度額の中で指定管理者との協定で定める管理費用ということで大きく括ってあるわけですね。先ほどの所管のところでもその状況に応じて、社会変動、経済状況に応じて当然、変動をするということは当

たり前のことなんです、その幅というのは十分取ってあるという理解でよろしいわけですね。

○林務水産課長（川東輝昭君）

今までの内訳といいますか、収入と歳出がございすけれども、現在までの管理の実績に基づいた管理費を出しておりますので、そのとおりだというふうに伺っております。

○委員（前川原正人君）

説明資料のほうですけれど、この中で今後農業総務管理費の事務事業の中で、農業委員の公選制が廃止をされて市長が任命をすると、それに伴って問題は支援員ですよね。支援員を設けることになるんですが、この支援員の選定はどのような、人数は1市6町でそれぞれ割当てがあったと思うんですが、その選定に当たっての選定基準というのはあるわけですか。

○農林水産政策課長（砂田良一君）

今おっしゃる分については、農地利用最適化推進委員のことかと思うんですけども、この件につきましては農業委員会のほうが所管しておりますので、ちょっとうちのほうでは答弁しかねます。

○委員（徳田修和君）

一点確認です。説明資料の3ページの農業振興費の環境保全型農業直接支援対策事業は、事業参加者の申請面積の増加に伴いということなんですけど、この事業は今市内でどのぐらい参加者がいらっしゃいますか。

○農政畜産課長（田島博文君）

協議会会員数ということでよろしいでしょうか。[「はい」という声あり]協議会の会員数が平成29年度、今現在で46人となっております。取組面積につきましては、2万668aということで今見込んでおります。今現在の数字でまた、3月までございますので若干、動く可能性がございますが、今現在はそういうことになっております。

○委員（徳田修和君）

補正額としては大きくないのかなと思うんですけど、どのくらい面積が増加したものでしょうか。

○農政畜産課長（田島博文君）

増加が623aとなっております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、これで農林水産部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時15分」

「再 開 午後 2時17分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（花堂 誠君）

議案第106号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育部関係につきまして、御説明いたします。平成29年度一般会計補正予算書（第5号）3ページをお開きください。今回の補正予算は、(款)10教育費のうち、(項)3中学校費、1,211万7,000円、(項)7保健体育費、280万3,000円、総額1,492万円を増額しようとするものでございます。内容の主なものは、中学校費では、経済的理由により就学困難な生徒に対する、学用品費等の援助について、来年4月の中学校入学予定の児童を対象に、これまで入学後の7月に支給していた新入学学用品費を、入学前に入学準備金として支給するための経費、保健体育費では、経済的理由により就学困難な児童生徒に対する給食費の援助に要する経費の不足が見込まれることから、増額を行うための経費でございます。次

に、4ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正の追加でございます。教育部関係につきましては、霧島市溝辺公民館指定管理業務の平成30年度から平成31年度までを期間とする債務負担行為でございます。詳細につきましては、各関係課長が説明いたしますので、御審議をよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

学校教育課に関する平成29年度一般会計補正予算（第5号）について、御説明いたします。平成29年度一般会計補正予算（第5号）の26～27ページ、平成29年度一般会計補正予算（第5号）等説明資料の4ページをお開きください。（款）10教育費、（項）3中学校費、（目）2教育振興費でございますが、総額1,211万7,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、中学校要保護及び準要保護生徒就学援助事業におきまして、来年4月の中学校入学予定の児童を対象に、これまで入学後の7月に支給していた新入学学用品費を、入学前に前倒して入学準備金として支給を行うものであります。また、今年7月に中学校1年生に支給済みの新入学学用品費の支給人数が見込みを上回ったことにより、就学援助に要する経費が不足する見込みであることから、所要の額を追加するものであります。次に、予算に関する説明書は、28～29ページ、説明資料は5ページをお開きください。（款）10教育費、（項）7保健体育費、（目）5学校給食費でございますが、総額280万3,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、準要保護児童生徒就学援助事業（給食費）におきまして、一部の学校において、平成29年度より給食費の月額単価が増額になったことや中学校における準要保護生徒の認定者が見込みを上回ったことにより、経費が不足する見込みであることから、所要の額を追加するものであります。以上でございます。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

平成29年度一般会計補正予算（第5号）のうち、霧島市溝辺公民館の補正予算につきまして、御説明いたします。議案第94号で指定管理者の指定について御提案いたしておりますが、その溝辺公民館の指定に係る平成30年度からの指定管理料について、債務負担行為の追加をしようとするものでございます。上床運動公園は、現指定管理者である、きりしまPPP(株)が、平成18年9月から、現在第3期目の指定を受けて管理運営を行っていますが、同公園内にある溝辺公民館（みそめ館）も同一の指定管理者の下で一体的に管理運営させることにより、公園全体の機能を最大限に生かし、かつ、効果的・効率的な管理運営が期待できることから、平成30年4月1日より現指定管理者に直接指定するものでございます。なお、上床運動公園にかかる指定管理期間については、平成31年度をもって満了することから、溝辺公民館に係る指定管理期間も同年度までとし、それに併せて、債務負担行為の期間も平成31年度までとしております。限度額につきましては、経済情勢の変化等により指定管理料が変動する可能性があることから、他施設と同様に指定管理者と協定で定める管理费用としたところでございます。以上で、説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

今、中学校要保護及び準用保護生徒就学支援事業ということで、1,211万7,000円とかなり大きな金額なんですけど、生徒数にしてどのくらいの数ですか。

○学校教育課学事G長（徳田 章君）

まず、入学準備金については、来年度中学校一年生を対象に7月支給を前倒して3月の入学前に支給するというので、入学準備金を210名分を見込んでおります。さらに今年7月に今の中学校一年生を対象に7月支給を終わっておりますけれども、こちらについては当初206名で予算計上しておりましたが実績で227名となっておりますので21名増というふうになっております。いずれについても入学準備金それから新入学学用品費の単価は4万7,400円となりますのでその210名と21名に4万7,400円を掛けた分の今回補正となります。

○委員（前川原正人君）

中学校費教育振興費で、今ありましたとおり要保護準、準用保護に対する前倒しというか7月だったのを早く準備ができるということになるわけですが、その小学校も本来であればやるべきだと思うんですね、義務教育ですので、そういう議論はなかったんでしょうか。

○教育部長（花堂 誠君）

小学校についても当然、議論をしたところですが。ただ小学校の場合、入学前、幼稚園、保育園のときに、その世帯の所得をどうやって把握するかという問題がございまして、中学校に入る子供は小学校6年のときの所得とかありますので、しやすいんですけども未就学児の場合はどういう世帯が生活保護基準の、霧島市の場合は1.2倍を基準にしていますけど、それを下回る世帯があるのかということが把握できません。そういったことから今回導入しますシステムを運用しながら、できれば早ければ当然、議会の関連する予算等の議決をいただかなければなりませんけれども、できれば平成31年4月からの小学生たちには、前もってお支払いできるような形ができればと今検討しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点はですね、5ページの説明資料の中で、経済的な理由により就学困難な児童生徒に対する給食費の援助に要する経費の不足が見込まれるということなんですけど、これは要保護、準要保護の8割程度が、この支援をするということが一つの指標になっていると思うんですけども、これは大体何名分ぐらいを予定をされていますか。

○学校教育課学事G長（徳田 章君）

今回の給食費に関しては、給食費の単価が上がったこと、それから人数が上回ったことということで、人数が上回ったほうについては、中学のほうが特に上回っております。予算計上は、648人で予算計上してましたけれども、675人の見込みとなっておりますので27人ほど増加ということで計算をしております。

○委員（川窪幸治君）

入学金ですかね。就学援助のことなんですけど、どこで申し込みをされているんでしょうか。

○学校教育課学事G長（徳田 章君）

毎年、新しい学期になった4月に学校を通じて案内をお配りしております。それと入学をされた方についても学校を通じて通知しておりますけれども、全保護者のほうに通知をしております、案内を差し上げて平成28年度から全保護者の方に就学援助の支給を受けるか、どうかの希望を全員取った上で、学校を通じて申請を上げていただいているということです。

○委員（川窪幸治君）

今、学校で全部されているということだったんですけど、学校で集約すると結構、個人情報であったりとか、いろいろあって申し込みができない方がいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんでしょう。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

窓口としまして、学校が利用しにくい場合には、教育委員会窓口でも受け付けるようなそのような体制を昨年度から進めております。

○委員（厚地 覺君）

要保護、準要保護というものの基準、つまり所得が幾らぐらいからなってるのか。幾らぐらい以下になっているのかお知らせください。

○学校教育課学事G長（徳田 章君）

基準というところなんですけれども、その世帯数が何人の構成なのか、それからどういう年齢構成なのかという形で変わってくるものですから一概には言えませんけれども、モデルケースとして、両親とも41歳から59歳、中学生が一人、小学生が一人という4人世帯の場合、これはあくまでもモデルモデルケースですけども、おおむね月額19万9,516円、20万円程度ということになります。その1.2倍になりますので、それに12か月掛けると2,873,030円という金額になります。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

今申し上げましたのが、要保護世帯、つまり生活保護を受給している世帯で準要保護は、その1.2倍の所得というのを基準にしているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

しかし、19万幾らというのは、夫婦で共稼ぎをしてもそれだけとっていない人も多いはずですけど、そういう人は対象にならないのですか。

○教育部長（花堂 誠君）

先ほど申し上げました、モデルケースで月額20万円というのは、生活保護世帯の目安でありまして、その所得を下回れば生活保護を受給できる対象になります。各自治体で、準要保護はどの辺に設定するかということで様々な基準値を設けておりまして、霧島市は生活保護基準の1.2倍としておりますが、鹿児島市とかは1.35倍とか各地域によって、その基準を違えてありますけれども、一概に夫婦で20万円の所得がもらえないということが、なかなかその地域の雇用状況とか、賃金水準でも違いますので、まず、教育委員会でその判断というのは、なかなか難しいところでございます。

○委員（阿多己清君）

先ほど聞き漏らしたんですが、準要保護の入学準備金、対象者210人と表記をされてるんですけども実績で227人と言われたような気がするんですけど、ここの差はどのようになりますか。

○学校教育課学事G長（徳田 章君）

210人に関しては、今6年生で来年4月に中学1年生になる方を210人見込んでおります。それで227人というのは、今の中学校一年生の人数となっております。

○委員（阿多己清君）

それともう一点、確認をさせてください。みそめ館が指定管理者による管理になるということですが、今入っている教育振興課はどこかに行くことになる予定なのか。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

今溝辺の総合支所のほうが、今の庁舎ではなくて下のほうの保健福祉センターの1階に移転をするように工事中です。そこの1階のほうに予定では、地域振興課と市民福祉課が入りまして、その2階には産業建設課が入っているんですけど、その産業建設課の隣辺りに教育振興課が入る計画であります。

○副委員長（植山利博君）

入学前に準備金として、渡すようになったということは高く評価をしておきたいというふうに思います。そこで準要保護は増加傾向にあるというふうに受け止めたんですけども、そういう理解でよろしいですか。

○学校教育課学事G長（徳田 章君）

おっしゃるとおり、増加傾向にあります。平成28年度1,848名の申請がありました。その前の平成27年度は1,772名、平成26年度は1,769名、平成27年度から平成28年度の申請が上回っておりますけれども、こちらについては先ほど説明したとおり全保護者に就学援助の受給を受けるかどうかの希望の有無を取った結果で、申請数もだいぶ増えてきているというふうに思われます。

○副委員長（植山利博君）

これはその要因がどこにあるかということを目撃したいわけですが。そういう制度が啓発がされ広報をされて、今までなかなか申し込みが不十分であったのが、皆さんに認知されて増えてきたのか、若しくは、社会経済情勢が、この地域の賃金の状況が悪くなって増えてきたのか、私の分析というか感覚では、ようやくアベノミクスが地域にも地方にも少しずつ浸透して、倍率も高くなりつつあって、賃金レベルは霧島市も少し上がってきているのではないかと思っているんですけど、その辺の認識はどのように分析されていますか。

○教育部長（花堂 誠君）

結論から申し上げますと、今植山委員の言われたその制度の周知が広がって充実していったのか、

あるいは、霧島市に限らず全国的な経済状況が、上向いてきているのか分かりません。ただ、申し上げられることは、実数を見てみますと平成27年度から申請者数が平成28年度にかけて伸びております。これはやはり議会でも以前一般質問等で御指摘のありました、いわゆる相対的貧困率と実際に申請されている率に乖離があると、社会で言われる相対的貧困率のほうが、まだ高いのではないかということで御指摘があつて、先ほど川窪委員からも御質問がありましたけれども、その周知方法を全保護者に対して、こういう制度がありますけど御利用ではないですかとか、それから受付を教育委員会の窓口にも置いたとか、そういったことで、だいぶ申請がしやすくなったのかなという気がします。ただ、相対的な貧困率を見ても現在の報道等を見ますと、2014年度でしたか、山形大学の教授が20.数パーセントとされていたものが、鹿児島県ですね。この前の調査では12.9%というふう落ちておりますので、そういったところから考えますと、相対的貧困という意識も変わってきてあるのかなという気がします。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

その募集方法ですけれども、以前は希望される方だけが、申請手続きをするというそういう手順をとっておりましたが、昨年度からは申請するだけではなく申請しないという方からも文書をいただくようにした。その関係でかなり漏れが無くなってきた、そのような要因もあるかと思われま

○委員（徳田修和君）

給食費のところで一つ確認をさせてください。一部の学校で月単価が上がったということなんですけど、どのくらいの1校上がったのか、何校か上がったのか。あと、これが今の給食費の平均よりも上がったのか、それに合わせるような形で低い給食費だったところが、その基準まで上がったのか、その辺の単純に上がったというところの内容を示していただければと思います。

○学校給食課長（石神 修君）

平成29年度におきまして、4月から給食費の値上がりをしたところは、隼人学校給食センターの管内だけでした。その理由としたしましては、食材費の値上がり等が主な原因なんですけれども、その給食費を算定するに当たりましては、県費負担の栄養教諭のほうで栄養の摂取基準ですとか、国が定めておりますけれども、食品群ごとの標準食品構成表というものに照らし合わせまして、一人一食当たりのどれくらいの量を使うかということ計算いたします。それに基づきまして、前年度の購入価格、それから物価の変動率、そういったものを加味しまして、年間の一人当たりの額を出して、それを8月を除く11か月で割って月額給食費を出すということになります。それで、隼人学校給食センターの計算の仕方なんですけれども、今の計算方法でいくと4,600円になる計算だったということでございます。しかしながら、それまで4,000円だった金額がいきなり600円も上がるというのは、ちょっと負担が大きいということでございまして、栄養教諭のほうでも努力し、栄養価を変えない範囲で安い食材をできるだけ調達するというので、100円だけの値上がりにして、隼人学校給食センターにおきましては、4,000円が4,100円になったということでありま

す。それともう一つ、単独校で単独調理場を持っております青葉小学校も4,100円が4,170円に70円値上がりしております。これも同じようなことであつたかと思ひます。それともう一つが、国分地区南部学校給食センターがございまして、ここに小学校が5校、中学校が1校、学校名で申し上げますと木原小学校、川原小学校、上小川小学校、国分西小学校、天降川小学校、木原中学校が入りまして、もともと隼人学校給食センターで配送していたところも、上小川小学校と天降川小学校もそうだったんですけど、その残りは単独調理場で、それぞれ独自で給食費を設定しておりました。それが今度センター化になるということで、給食費を統合しなければならないということでございまして、隼人と同じ4,100円に設定すれば、献立の共有とか、そういったところで栄養教諭の負担も少なくなりますし、隼人と国分で入れ替わりがあつたとしても、転校等があつたとしても給食費には変わりはないということもございまして、同じ額で設定させていただきました。

○教育部長（花堂 誠君）

参考までに少し古いんですけど、2015年5月1日文部科学省の調査によりますと、公立小学校の学

校給食費が月平均4,301円、公立中学校で4,921円でございます。

○委員（徳田修和君）

値上がりの要因というのは、食材の高騰という部分が占めているのかなと、ですので単独で給食を学校で作られているところと、隼人学校給食センターが主な場所ということだったんですけども、給食センターにしたから値上がりしたのではないよと、食材の高騰とかが要因で上がったんだよという理解で今の説明は聞いて理解してよろしいですか。

○学校給食課長（石神 修君）

センター化に伴いまして、値上がりした学校でございますが木原小学校は3,900円から4,100円に200円の値上がり、川原小学校は3,800円から4,100円で300円の値上がり、国分西小学校は4,050円から4,100円で50円の値上がりということでございます。国分西小学校は50円ということなんですが、木原小学校と川原小学校につきましては、それまで学校で米飯、ご飯を炊いていたんですが、それがセンター化によりまして、自校で炊かなくなったということがございます。県の学校給食会の算定によりますと100gのご飯を炊くのに学校給食会からの焚き上がりの御飯でいきますと64円か65円ぐらいです。自校方式にしますと精米した米を購入するだけですみますので、その場合ですと約35円、その差が約29円、1か月に米食が大体10日から15日ぐらいありますので、大体300円から350円になりますか、それぐらいの差が出てまいりますので、それが食材費の値上がりではないんですけども食材に係る経費ということで上積みされたということでございます。

○委員（愛甲信雄君）

値上がりするということは、給食費の未納が入っているんですか。

○学校給食課長（石神 修君）

給食費の未納につきましては、私どももなんとかしなければならないというところで苦慮しているところがございますが、給食の提供につきましては、頂いた給食費で食材を購入して給食を作りますので未納があった場合はその分、何かが減らされるということになります。

○委員（愛甲信雄君）

ちなみに、各地区で違うと思いますが、どれぐらいの総額で何パーセントとかあるんですか。

○学校給食課長（石神 修君）

平成28年度、昨年度で申し上げますと未収額が約590万円ございまして、徴収率は99%でございました。

○委員（山口仁美君）

今の未納の件も含めなんですけれど、うちにも子供がおりますので、子供たちから小学校、中学校で例えば、クリスマスのときに年に1回だけ、ケーキが出るそうなんですけれども、そのケーキの種類が減ったりとか、サイズが小さくなったのを学校のほうで、これは未納の人がいるからだっていうふうな説明があったというふう聞いて、すごくショックだったんですね。その辺の説明を学校の先生方は、どのように子供たちに説明されているのでしょうか。

○教育部長（花堂 誠君）

若干、給食費の未納の話になってまして、それに伴う献立の状況とかこうなってるんですけども、確かに未納があるということは、先ほども課長が答弁しましたように給食費を全ての子供が払った場合で給食献立をしていますので、何らかの影響が出てくると思います。ただ、個別の事案については、ちょっと承知しておりませんので、この委員会のお答えすることは適切かどうかちょっと、申し訳ありません。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時45分」

「再開 午後 2時46分」

○委員（下深迫孝二君）

給食センターによって金額が違うという案件が出てきたようですけれども、霧島市一つのものとして全体のその値段の統一というのを図っていかなければ、例えば、足りないところが出てくれば補正を打っていかなければいけないということが出てくるんだろうと思うんですが、そこら辺はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○教育部長（花堂 誠君）

まさしく、今の御指摘は給食費は現在、私の会計、個人の費用を集めているということでございまして、公会計、公の会計にした場合に、そういう給食費の統一とか現実の問題となってまいります。したがって、一般質問等でも再三、お答えしておりますが特に先生方の負担ですね、そういったものも考え合わせて、今後は公会計についても、やっぱり調査研究していかなければならない時期に来ているのかなと思っております。したがって、現在のところは私会計である給食費については、各地区の給食運営協議会というのがございまして、そこで各地区に応じた金額の設定をしておりますが、その問題はやはり先ほど申し上げました、公会計制度と一っしょになって考えていかなければならないと考えております。

○委員（有村隆志君）

中学校の要保護準要保護生徒の就学の事業では、早めにお配りするためということで、具体的には3月に間に合うようにということですので、そこら辺をどういった形でやっていかれますか。

○学校教育課学事G長（徳田 章君）

本議会で議決をしていただきました後には、小学6年生の保護者を対象に学校を通じて案内の文書を学校通知で差し上げる予定です。既に就学援助の認定を受けている方については、改めて手続を必要とする必要はないんですけれども、制度の周知のために全保護者のほうに案内を差し上げます。まだ、申請をされていない方については、1月末日までをめぐりに就学援助の申請を学校を通じてしていただくということになってきます。支給時期については、2月下旬から3月上旬を予定しておりますけれども、なるべく3月のなるべく早い時期のほうにお支払いをしたいというふうに考えております。

○委員（厚地 覺君）

今の件ですけれども、この学用品費を入学前に入学準備金としてありますけれども、これは現金支給ですか、それとも現物支給とか、現金支給の場合は別な物に化ける可能性があるわけですが、その辺りを確認されますか。

○教育部長（花堂 誠君）

この就学援助制度は、基本的に現金支給でございまして。ただ、給食費については先般新聞報道等でもありまして、現物支給も認められると、そういうことから直接保護者に払わずに学校等にですね、給食費支援の場合は、払えるというご見解も示されました。ただ、その他につきましては、保護者に直接お渡しすることになりますので、そこは我々も性善説でちゃんと入学準備に使っていただくというのが基本でございまして、その調査というのは考えていないところでございまして。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で教育部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時56分」

「再開 午後 2時58分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部関係の審査を行います。執行部の説明を求めま

す。

○建設部長（島内拓郎君）

議案第106号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）につきまして、御説明申し上げます。建設部の関係では、土木施設災害復旧費で豪雨災害などにより被災した土木施設の復旧を講じるため修繕料及び委託料、新燃岳噴火により被災した市道の速やかな復旧を図るための市道の維持管理として委託料を追加計上するものでございます。これに伴いまして、第3表 地方債補正により、公共土木施設災害復旧事業の限度額を変更するものであります。次に、第2表 債務負担行為の補正につきましては、今定例会に提案しております議案第93号、上小川地区コミュニティ広場指定管理者の指定にあたり、平成30年度から平成31年度までの債務負担行為を追加補正するものです。以上で、建設部関係の総括説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

補正予算に関する説明書は20～21ページ、補正予算説明資料は5ページ、（款）22市債（項）1市債（目）5災害復旧債（節）2公共土木施設災害復旧事業債、650万円は、単独道路施設災害復旧事業へ充当する公共土木施設災害復旧事業債であります。歳入歳出予算事項別明細書、〔歳出〕、補正予算書は32～33ページ、補正予算説明資料5ページ、（款）11災害復旧費（項）2公共土木施設災害復旧費（目）1土木施設災害復旧費、補正額2,650万円のうち単独道路施設災害復旧事業1,650万円、道路施設新燃岳噴火災害復旧事業1,000万円であります。単独道路施設災害復旧事業の1,650万円は、豪雨などにより被災した箇所の単独災害の速やかな復旧に係る修繕料650万円、災害応急対策業務に係る委託料1,000万円を追加計上するものであります。特定財源は、公共土木施設災害復旧事業債1,180万円を充当いたしております。また、補助道路施設災害復旧事業に充当している地方債を530万円減額しているため、補正予算書の5ページにあります第3表の地方債補正に650万円を追加しております。補正予算書4ページ、最後に、上小川地区コミュニティ広場の指定管理者指定に係る債務負担行為について御説明いたします。平成30年度から指定管理を予定しております上小川地区コミュニティ広場につきましては、指定管理料の債務負担行為補正を行おうとするものでございます。指定期間は、平成30年度から平成31年度の2か年で、限度額につきましては、設備の法定検査料の改定や経済情勢上の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様、指定管理者との協定で定める管理費用といたしたところでございます。以上で建設施設管理課の説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

新燃岳噴火により被災した市道の速やか復旧を図るとあるんですが、今回の新燃岳の噴火で、霧島市では、どういう災害があったのかお聴かせください。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

これまでの新燃岳の噴火によります直接的な被害というのは、一つは、3km以内の立入の規制が敷かれたことによります通行止めの措置並びに道路のパトロールがあります。もう一つは、新燃岳の灰が、雨により僅かではありますが、堆積をしております。それ以外につきましては、直接的な被害は出ていないところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

災害復旧と書いてあるので、降った灰の除去作業とか、あるいはその通行止めの間のこととかを指していらっしゃるのですね。分かりました。

○委員（前川原正人君）

上小川地区コミュニティ広場の指定管理について、確認の意味でお聴きしたのですが、指定管理の基準額は幾らで設定されていますか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

これまで一般財団法人霧島市施設管理公社と、税抜で1,762万円を17の都市公園の管理協定を締結しています。その1,762万円を17の都市公園で割ると、103万6,470円という金額が出てまいります。この103万6,470円の消費税込みで、概ね111万9,000円と見込んでいるところでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時07分」

「再開 午後 3時21分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

議案第106号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）の保健福祉部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。補正予算等説明資料は、1～2ページ、予算に関する説明書は、歳入が10～15ページ、歳出が22～23ページでございます。今回の補正予算は、民生費の社会福祉総務費及び障がい者福祉費に追加計上するものです。市の総合計画の施策で申し上げますと、施策5-3「地域における福祉の推進」に関しまして、高齢者の自立支援及び障害福祉サービスに要する費用を追加計上いたしております。詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

長寿・障害福祉課関係予算につきまして御説明申し上げます。補正予算説明資料は2ページ、予算に関する説明書は、歳入が10～15ページ、歳出が22～23ページでございます。補正予算説明資料2ページ、社会福祉総務費、介護保険特別会計繰出金の繰出金914万円につきましては、平成29年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）の編成に伴い、一般会計から繰出すもので、介護保険法の改正に伴う介護保険事務処理システム改修及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費分でございます。障がい者福祉費の障害者自立支援給付事業につきましては、障害者総合支援法等の改正に伴う事務処理システム改修経費及び障害者自立支援給付費に不足が見込まれることから、1億7,359万7,000円を計上いたしております。特定財源として、民生費国庫負担金と民生費県負担金の障害者自立支援給付費を、8,594万5,000円と4,297万2,000円、民生費国庫補助金の障害者総合支援事業費を85万3,000円充当いたしております。次に、障害児通所給付事業につきましても、不足が見込まれることから、5,847万4,000円を計上いたしております。特定財源として、民生費国庫負担金と民生費県負担金の障害児通所給付費を、2,977万5,000円（1/2）と1,488万7,000円（1/4）充当いたしております。以上で、議案第106号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）の保健福祉部関係予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（山口仁美君）

この障害児通所給付事業の不足の原因というのは、どういうところにあるのでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

全体と致しまして、障害児の福祉の政策につきましては、これまでの施設におけるサービスの提供から、地域で障害の方々も暮らしていただくというような考え方に転換をいたしまして、地域の中で、在宅でサービスを受ける方が、非常に増えてきております。そういう関係で、年度当

初に予想しておりましたよりも、サービスの受給が多かったために、今後、不足が生じる見込みでございますので、その分を補正させていただいたところでございます。

○副委員長（植山利博君）

最近の障害児、障害者に対する支援の在り方が、国も相当積極的な財政支援と申しますか、また今言われたように、施設型から在宅へ、地域へという大きな流れの中にあるように感じるんですけども、四分の三ぐらいが、ほとんど国県の負担になっているということで、ここ一、二年、非常にサービスのメニューも含めて強化をされつつあるなというふうに感じているわけですけども、その辺の今後の展望については、どのような見解をお持ちですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

国の方と少しお話を致しますと、やはり今までの障害をお持ちの方に対するサービスの在り方というものと考え方が変わってきたということと、今まで潜在化していた、いわゆるサービスを使わないで我慢をしていた方々が、どんどんサービスを使っていくというような顕在化する時期がございまして、御承知のとおり、障害者福祉費が、毎年毎年増加をしているという状況でございます。この状況があと何年続くかというのは、私どもも予想ができていないところでございますけれども、しばらくの間は、増加が続くものというふうと考えているところでございます。

○副委員長（植山利博君）

サービスの多様化、それから自立支援に向けての積極的な取組、今おっしゃったように、今まではどちらかというと障害者を囲い込むような方向にあったものが、非常に積極的に障害者の自立支援を促しながら、社会を構成する一員としての評価が非常に高くなりつつあるのかなという意識は持っておりますけれども、市としても国のそういう大きな流れの中で、積極的な取組が求められると思うんですが、そのような見解についてはいかがですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

これらは直接予算とは関係ございませんけれども、12月18日に、課長級以下の全庁横断の職員、それから外部団体の商工会議所、商工会、JA等を含めまして、今、厚生労働省が進めております地域共生社会、いわゆる我が事・丸ごとという障害者でも障害がなくても難病があっても、それから高齢者であっても若い人でも、それぞれが助け合いながら生きていくと。生活困窮者、ニート、それから自殺対策も含めて、地域の問題は地域で解決をしていくというようなことを、今、国が目指しておりますので、そういうことを含めた勉強会を開いたところでございますので、市としても積極的に取り組んでいるところでございます。

○委員（前川原正人君）

説明資料の2ページの中で、平成30年度の制度改正で追加が予定されているというサービスメニューとあるんですけど、これは具体的にはどのような内容となるのですか。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

主に居宅訪問型児童発達支援、今、児童発達支援は障害のある子供さん、あるいは発達に課題のあるお子さんが事業所に通って受けるサービスになっておりますが、発達を促すために、御自宅に訪問ができるという形のサービスメニューが追加されるというふうに伺っております。また就労をしている、就労を始めた障害の方に、就労定着支援といったサービスも追加されるというふうに聞いております。今は就労移行支援ということで、就労に入った方に対してジョブコーチが入って一緒に定着できるように進めていくのですが、そのあと更に定着率を高めようということで定着支援というサービスも入るというふうに聞いております。あと2点ほどあったかと思いますが、ちょっと手元にございませんで、後ほど残りについては御説明させていただきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

その分が充実をしていくというか、地域に出ていくという観点だろうと思うんですが、要は市が出している障害者計画、第4期障害福祉計画の中の第4章で、平成29年度の数値目標ということがあるんです。これも今回の補正予算の中でみた場合に、来年の3月31日で平成29年度は終わるわけ

ですけれど、この目標値と照らし合わせたときに、現状というのはどういう位置に来ているのでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

計画書は、あくまでもその計画を作った時点での目標値でございまして、現在、その後が続く計画を策定中でございます。そういう中で検証しているところでございまして、今のところこの予算要求につきましては、あくまでも今後の1年間、言われたような3月31日までのその不足分を補うという意味での予算でございますので、その辺の評価につきましては、計画策定の中でさせていただきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、この下の障害児通所給付事業ということで、これは延べ人数で見るとべきなのか、それとも実数で見るとべきなのかという部分があるんですが、5,847万4,000円が扶助費ということで、この内訳は国と県の負担金ということになるわけですが、大体、どれぐらいの人数の見込みということで算定をされていらっしゃいますか。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

今回の補正予算の計上に当たりましては、各月ごとの扶助費の支払いの平均額をもって、伸び率等を勘案しまして算出いたしておりますので、今、御質問の人数というところにターゲットを絞った計算は致しておりません。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで保健福祉部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時35分」

「再開 午後 3時36分」

△ 議案第107号 平成29年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第107号、平成29年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

議案第107号、平成29年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を御説明申し上げます。今回の補正予算は、介護保険法の改正に適切に対応するための介護保険事務処理システムの改修経費や本年度から開始した、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス給付費等が不足する見込みとなったことから所要の経費を追加計上するものでございます。補正予算の規模は、歳入歳出予算にそれぞれ6,178万円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,396万4,000円とするものです。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が説明をいたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

引き続き、補正予算の内容を説明申し上げます。歳入から御説明いたします。予算に関する説明書8～9ページ、(款)3国庫支出金(項)2国庫補助金(目)2地域支援事業交付金(総合事業)1,450万円は、介護予防・日常生活支援総合事業への国の法定負担分、(目)4電算システム改修事業補助金189万円は、介護保険事務処理システム改修に係る国からの補助金でございます。予算に関する説明書10～11ページ(款)4支払基金交付金(項)1支払基金交付金(目)2地域支援事業交付金1,624万円は、介護予防・日常生活支援総合事業への社会保険診療報酬支払基金の法定負担

分でございます。予算に関する説明書12～13ページ（款）5 県支出金（項）2 県補助金（目）1 地域支援事業交付金（総合事業）725万円は、介護予防・日常生活支援総合事業への県の法定負担分でございます。予算に関する説明書の14～15ページ（款）7 繰入金（項）1 一般会計繰入金（目）2 地域支援事業繰入金（総合事業）725万円は介護予防・日常生活支援総合事業への一般会計の法定負担分、（目）5 電算システム改修関係繰入金189万円は介護保険事務処理システム改修に係る一般会計からの繰入金でございます。予算に関する説明書の16～17ページ、同款（項）2 基金繰入金（目）1 介護給付費準備基金繰入金1,276万円は、介護予防・日常生活支援総合事業への介護保険料相当額を、介護給付費準備基金を取り崩して対応するものです。続きまして、歳出でございます。予算に関する説明書18～19ページ、予算等説明資料6 ページ、（款）1 総務費（項）1 総務管理費（目）1 一般管理費（節）13 委託料378万円は、介護保険事務処理システムの改修経費でございます。予算に関する説明書 20～21ページ、予算等説明資料6～7 ページ、（款）3 地域支援事業費（項）1 介護予防・生活支援サービス事業費（目）1 介護予防・生活支援サービス事業費（節）19 負担金補助及び交付金4,400万円は、不足が見込まれる訪問型及び通所型サービスの提供に要する経費、（目）2 介護予防ケアマネジメント費（節）13 委託料1,400万円は、いわゆるケアプラン作成費の追加でございます。以上で議案第107号、平成29年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今回、1,276万円を基金のほうに繰り入れるわけですが、今回の第2号補正の基金への繰り入れて、基金残高は大体幾らになるわけですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今回は基金に繰り入れるのではなくて、基金を取り崩して、介護保険料は当初で全額計上いたしておりますので、改めて保険料を徴収することはできませんので、今回、不足が見込まれるものから、保険料の代わりに基金を使って、元々、基金がその保険料の残った分を積み立てておりますので、その貯金をしていた保険料を、今回使って補正予算を編成したということでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど課長のほうから地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防・生活支援サービス事業費になりますが、負担金補助及び交付金で4,400万円ということで、不足が見込まれるという訪問型及び通所型のサービスの提供に要する経費等で、これだけの予算を計上されているわけですがけれども、これはその当初の段階で、大体これぐらいになるであろうということは予測はできないかったものですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

当初予算編成の段階では、この方々というのは、ほとんどが従前のいわゆる第2号の通所事業という元気アップという事業に行っていた方々がほとんどなんですけれども、そういう方々が、地域で行われる地域の事業に参加していただけるというような見込みを立てていたのが一つ、それから新たにそういう従前と言いますと、元気アップに行くであろう方々というのが、いきなり介護保険の申請をされて、要支援と認定をされて、こういうところの事業でサービスを利用されるようになったということのような、様々な要因がございまして、当初の見込みよりも増えたというところでございます。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

先ほど御質問のあったシステムの変更の際に追加するサービスがあるということで、全てお答えできておりませんでした。改めて御紹介いたします。まず1点目が、就労定着支援、それから居宅訪問型児童発達支援、もう一つは自立生活援助、例えば施設、グループホーム、そういった所に入所されていた方が、アパート暮らし、一軒家にといった所に入ったときに、一人暮らしになります

から、不安定になることもあるでしょう。そういった所に訪問をして、「大丈夫ですか」というような形での生活相談に乗っていく体制が、来年度以降、制度化されるということでございます。また報酬も大きく影響するものでございますが、来年度のサービスメニューの一つとして医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置できるようになりました。医療的ケア児と申しますのが、人工呼吸器を付けている人もいますし、いない人もいますが器官切開している、あるいは口から食事がとれなくて胃ろうとありますが、穴を開けてチューブで経管栄養を取っている、そういった子供さんに対しては、医療的なサービスの依存度が高いということで、なかなか福祉の事業所が手が出せない、ハードルが高くなっております。ただし、医療の進歩によりまして、小さく生まれたり、あるいはいろいろな障害を持って生まれたお子さんが地域に帰ってきておりますが、そういう子供たちの発達を補助する場所がないと。そういうところの開発であったりとか、いろんな調整であったりとかというものを、この医療的ケア児のコーディネーターが担うというふうになっております。そういったものを霧島市内にも配置をしていく必要があるというところでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで保健福祉部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時46分」

「再開 午後 3時47分」

△ 自由討議

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、議案第106号について自由討議に入ります。意見があれば御発言をお願いいたします。意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第106号の自由討議を終わります。次に議案第107号についての自由討議に入ります。意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第107号の自由討議を終わります。

△ 議案第106号 平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（前島広紀君）

それでは、これより議案処理を行います。まず、議案第106号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第5号）についての討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これより採決します。議案第106号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第106号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第107号 平成29年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第107号、平成29年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第107号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○委員長（前島広紀君）

御異議なしと認めます。したがって、議案第107号は、全会一致で原案のとおり原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（前島広紀君）

審査が全て終了いたしました。委員長報告について何か付け加える点があれば、お出し頂きたいと思います。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

委員長報告については、委員長に御一任いただけますか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。これで予算常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 3時54分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

予算常任委員長 前 島 広 紀